平成２２年（フ）第８００号
茨城県小美玉市川戸987番地51
債務者　平田　瞳美
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８０５号
茨城県水戸市平須町1822番地の549　ハイツしのざきＡ棟201号
債務者　佐川　厚子（旧姓酒出）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８０６号
茨城県鉾田市下冨田1043番地
債務者　小野　町子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５６３号
石川県河北郡内灘町字向粟崎３丁目17番地青春寮・101号
債務者　石崎　相子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５０８号
愛知県一宮市下川田町１丁目26番地　シティパレス下川田202号
債務者　伏見　光甲
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５５２号
愛知県江南市松竹町米野18番地　県営松竹住宅12棟102号
債務者　中村　行夫（旧姓石氷）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１６８１号
京都市東山区三条通白川橋東入５丁目東町227番地１　イーストハイツ406
債務者　今井　啓子（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４４号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前55番地の２　１―401号
債務者　兵頭　就昭
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８４号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字榊ヶ坪48番地２
債務者　桝田みどり（旧姓香川）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４４号
京都市東山区泉涌寺山内町１番地34　グリーンハイツ東山203号
債務者　本部　秀雄
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０８号
京都市伏見区向島吹田河原町104番地３　オレンジハウス101号
債務者　石田　千暁
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１８号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地　12棟106号
債務者　川内やす子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３２４号
京都市伏見区深草池ノ内町59番地　深草団地１―607
債務者　重田　昌美（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３２７号
京都市南区東九条松田町７番地
債務者　林こと　金　　富子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９４７号
兵庫県姫路市花田町勅旨85番地市住５棟509号
債務者　長政　　実
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９５６号
兵庫県加古川市野口町野口286番地の１　東加古川ハイタウンＡ―1011号
債務者　藤原ひとみ
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９６０号
兵庫県加古川市加古川町平野85番地の１　グリーンハイツ２―８号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町平野24番地の１　加古川グリーンシティＤ―708号
債務者　大山　典子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部